

# 地域農業者等とハンターによるクマの駆除活動を支援します！

NEW

クマを始めとした有害鳥獣の出没が増える一方で、地域におけるハンター数の減少や高齢化が進み、**有害鳥獣の駆除活動従事者が不足**しています。



## ハンターの駆除活動のサポートをしてみませんか？

地域農業者等とハンターによる協働の駆除活動を支援し、地域ぐるみの捕獲体制の構築を推進します！



農作物被害が減るなら参加してみようかな

地域農業者等



支援対象者：ハンター及び地域農業者等で構成される4名以上の団体

市では、地域ぐるみでクマの駆除活動を実施した団体に対し、**捕獲実績に応じた活動支援金を交付**します。

**クマ1頭につき2万円**

(ただし、1団体上限10万円とします)



### 参加登録

- ◆本支援金を希望する団体は駆除活動の前に事業への**参加登録が必要**です。参加登録は随時受付中です。

## 1. 駆除活動団体の立ち上げ・参加登録

①地域でクマの駆除活動をするメンバーを集めます。

### ⚠ 団体の構成に関する主な注意事項 ⚠

- ・ハンター及び農業者等で構成される4名以上の団体であること。
  - ・構成員の農業者等は狩猟免許を有していないこと。
  - ・構成員のハンターは農業者等の居住する地域を活動拠点とし、第1種銃猟免許及びわな猟免許を有すること。
  - ・市から有害鳥獣駆除活動に係る補助金の交付を受けていないこと。
- ※農業者等には、農業者のほか、農業者以外の市民も含まれます。



②クマの駆除活動を始める前に本事業への参加登録をします。

<参加登録に必要なもの> 参加登録は随時受付中

- ・会則
- ・団体名簿（会則等の様式を参考にしたい場合はご相談ください）

## 2. クマの駆除活動の実施(11月まで)

①活動日誌の作成等を行いながら、以下のような活動を実施します。

<活動内容>

- ・クマ捕獲わなの設置
- ・わなの見回り・点検、エサの交換
- ・捕獲個体の処分 など



※希望する団体には、市所有の捕獲わなを貸し出します（1団体2基まで）。

## 3. 活動実績の報告・支援金の支払い(随時)

①捕獲した場合は、添付書類等と共に実績報告書を随時提出します。

<添付書類等>

- ・捕獲したクマの尾
- ・活動日誌及び写真（日付を印字） など

②要件等を満たすことが確認できれば、

**1頭につき2万円の支援金が交付**されます（1団体上限10万円）。

問合わせ先  
弘前市農林部 農村整備課 鳥獣対策係  
電話 0172-40-4155